

令和3年1月8日

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための住民自治協議会（まちづくり協議会）の会議 ・ 事業等の基本的な考え方について…その4

香取市生活経済部市民協働課長

令和3年1月7日、千葉県、神奈川県、埼玉県及び東京都に新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発令及び県の特措法に基づく協力要請が発表されました。

緊急事態措置を実施すべき期間は、1月8日から2月7日としています。

今回の緊急事態宣言は、社会活動を幅広く止めるものではなく、感染リスクの高い場面に絞って、効果的・重点的な対策を徹底するもので、具体的には飲食を伴うものを中心として対策を講じるというものです。

香取市もこの発令及び協力要請に対応し、住民自治協議会（まちづくり協議会）の会議・事業等の基本的考え方について、下記のとおりお知らせします。

記

★協力要請に基づく必要な取り組みについて

◆ 緊急事態宣言発出に伴い、一堂に会する会議等の実施については、延期や書面会議、又は中止などを含めた再検討をおこなうなど、開催について慎重にご判断くださいますようお願いいたします。

なお、検討の結果、対面にて開催する場合は、次の例にならない、感染拡大防止対策に細心の注意を払ってください。

- 入り口での参加者体調のチェックや手指消毒の徹底
- 必ずマスクを着用
- 座の配置はなるべく斜め向かいにし、距離を可能な限り確保
- こまめな換気実施
- 20時以降は行わず、会食も行わない

※協議会の会議及び事業等の開催についてお困りの際は、各市民活動支援センターにご相談ください。

（お問い合わせ）

佐原市民活動支援センター

Tel：50-1213

山田市民活動支援センター

Tel：79-7310

小見川市民活動支援センター

Tel：79-5710

栗源市民活動支援センター

Tel：75-2112